

婦人関係資料シリーズ
参考資料第29号

「親族法並びに相續法」檢討に関する動きについて

労働省婦人少年局

はしがき

最近、民法第四編親族法、第五編相続法の検討をめぐって「家族制度復活問題」として「是非論」がいろいろ言われておりますが、「婦人の地位向上」のため努力しております当局において、この問題を研究する必要があると思われ、主として新聞記事を中心に、その動きをまとめました。

一九五四年十一月

労働省婦人少年局

「親族法並びに相続法」検討に関する動きについて

一 概 要

昭和二十三年一月一日施行された改正民法は、施行に先立つ二十二年のオ一国会における改正民法審議に際し、既に「速やかに改正を検討する必要がある」と附帯決議がなされており、以来いろいろ問題が指摘されてきたが、とくに最近になつて政界が憲法改正問題をとりあげるに当り、これに関連して民法改正問題も具体的に登場してききました。

現行民法の問題点として検討の対象とされている第四編の親族法、第五編の相続法は「家族制度の復活」といっては「婦人の地位」と重大な関係をもつものとして広く世間の注目を浴びていますが、これら親族法、相続法に関する最近の動きを概略してみますと、政界では自由党が本年二月自由党憲法調査会をつくり、問題別に五分科会に分けて研究を進め、親族法関係は五分科会へ国民の権利と義務において扱っておりましたが、各分科会とも一応十月初旬に意見がまとまり、幹事案を作成し、同月中旬、五分科会の連合審査会を開き検討の結果、憲法改正の理由を確認したうえ、各項ごとに改正案要項を決定しています。

五分科会の試案は「旧来の封建的家族制度の復活は否定するが、夫婦親子を中心とする血族的共同体を保護尊重し、親の子に対する扶養及び教育の義務、子の親に対する尊養の義務を規定すること。養子の相続につき家族制度をとり入れる」となっています。

以上の動きに対して民間団体——主として婦人団体——民間有識者はそれだけの立場から関心をもち「家族制度復活反対」又は「家族関係法改正賛成」等の意志表示を、反対運動、意見発表等の方法を行っており、各産報道機関も可成り大きくこの問題をとりあげているようです。

一方政府としては、本年三月参議院予算委員会における緑風会代議士小林武治氏の「財産均分制度からくる零細農家の増加等にかんがみて、民法改正の意志はいかゞの傾向に對して、大體元法相が「民法改正については近く法制審議会の民法部会に諮問する」と答えており、さきにかゝけた現行民法審議当時の附帯決議の主旨によつて七月六日、才十回法制審議会に小原法相が、民法、商法等の改善について諮問を行いました。

その結果、審議会は、民法、商法、執行吏制度の三部会をもち、同月二十日、才一回民法部会を開き、部会長に我妻栄氏を互選し、小委員会を遂行し、以来小委員会において、親族法、相続法の検討が行われております。

二 最近の動き

次に掲げたのは親族法、相続法に関する最近の動きを、月日順にまとめたものですが、これは大部分各新聞記者記事によることを了承下さい。

なお文中、憲法、法律の条文については巻末の条文抜すいを参照して下さい。

一九五三年十二月十四日（朝日新聞）

昭和二十三年夏憲法改正論が起った時以来、その問題点について調査研究を続けていた内閣法制局は自由党の憲法調査会発足の動きにともなうて、同局に対して資料の提出を求めくることも予想されるので、佐藤法制局長官は特に高辻才一郎部長に対して憲法改正問題の資料作成を命じたといわれる。法制局が問題点として指摘しているのは左の九項目である。

1. 戦争放棄と再軍備

2. 参議院制度

3. 緊急命令

4. 条約の承認

5. 予算の増減修正の制限及び予算をともなう立法を制限する問題

6. 家の制度の問題

6. 家制度の問題

7. 天皇

（7）家の制度の問題点については、旧来の家の制度を廃止した憲法第二十四条二項の規定は日本の現状に適合しないとの意見もあるのをこれを再検討する。）

一九五四年三月十三日（朝日夕刊）

参議院予算委員会において小林武治氏（練風会）の「占領軍が行った財産の均等分配制度のため零細農家がふえている。これを日本の現状に合うよう民法を改正する意思はないか」の質問に対し、大蔵元法相は「家族制度の問題は社会の根本問題なので、よほど慎重に考える必要がある。更正は結構だが、真中にもどした

つもりで右にゆく恐れもある。民法改正については近く法制審議会の民法部会に諮問する」と答えた。

三月二十六日（朝日夕刊）

岸信介氏（自由党憲法調査会長）が在日中の米国法律学者の研究会における同氏の講演中、憲法改正に関して四つの問題点をあげ、その中第二、四条に關しては、これを改正し全体として昔の家族制度を復活したい意向を述べた。

この岸氏の意見に対する関係諸氏の意見は次の通りである。

・小林武治氏（練風会代議士）

均分相続で財産が小さく分散するため、残された老人や子供を誰もみてやれず、社会保障も貧窮で問題があり、とくに農村では問題が大きい。もつとまとまって財産が相続され相続人が扶養する人の面倒をしつかり見るよう改めるべきで、これは憲法を改正しないでも出来ると思う。

・青木氏（自由党憲法調査会副会長）

調査会はまだ発足したばかりだから、結論はすつと先になるが、委員の中にも家族制度復活論者は少なくない。（3）今の個人主義的な家の制度は、国家の観念を余りに軽視している。予算委員会における小林君の質問にはま

（3）

つたく賛成である。

○法制局

この規定（憲法第二十四条二項）は日本の現状に適合しないとの意見もあるので再検討する。

・鶴岡信成氏（東大名譽教授）

現民法の規定は家族関係の民主的な方向を示したもので、これを改正して家長権を復活し、家長のために家族の政治的意識まで左右されるようになれば非常に危険なことだ。

・川島武宜氏（東大教授）

家族制度の強化は軍国主義と結びつく。農地の細分化というが、実際には家族の美しいゆすり合いの精神で家が相続されているので古い民法の家ほど復活する必要はない。

・渡辺道子氏（弁護士）

農地の細分化を防ぐため農村のみを特別に扱つてもその特例は農村のみにとどまらず、都市にも及び民主的は家は破壊される危険がある。

三月三日（朝日新聞）

参議院予算委員会における加藤シズエ氏（右社）の「政府は民法を改正して家族制度の復活を考えているか、こゝろは女性の幸福のためにどう考えるか」の質問に対する政府関係者の答弁は次の通りである。

・司法副総理

女のことばわからない。民法改正は今のところ考えていないが、法制審議会の民法部会にかけて研究する。

・大養元法相

農家相続の問題については考えなければならぬ。

四月五日（四月六日附朝日新聞）

右社婦人議員は民法改正と家族制度復活に反対する申合せを行い婦人層に働きかけることを決定。

四月六日（朝日新聞）

片山哲氏（憲法擁護国民連合理論研究会長）

両性の本質的平等をうたつた憲法二十四条は守られねばならない。

四月十二日（朝日新聞）

立石芳枝氏（明大教授）

四月九日より四回にわたつて記載された「均分相続」に関する実態調査の報告の最後を「現行親族法、相続法を現実から遊離している法とみることは、相続についてこの意識の面におけるその浸透の度合からいつて絶対にゆるされない」と結んでいる。（後記同氏談参照）

四月十六日（毎日新聞）

川島武宜氏

昭和二十六年と二十九年にかけて、日本私法学会は全国にわたつて新民法下の相続の実態調査をしており、

その第一年度の調査の結果が印刷されているが（農家相続の実態―農家別調査資料）それによると新民法にはつたが故に農家が細分化されたという例は絶無に近しいといつてよい。

四月十七日（朝日新聞）

下光軍三氏（朝日新聞社法律相談所 弁護士）

民法の改正をめぐつて一部法律学者は改正不要と反対しているが、事実沢山の盲点があつて、いくつかの非制約事例を生んでいるので是非改正しなくてはならないと思う。

四月十七日（五月十五日付婦人新聞）

右社婦人部では左の各氏を招き民法研究会を開いた。

川島武宜氏

新民法になつて、子が親を養ふわなくてもよくなつたといふのはまちがひである。均分相続にしても旧法時代には既に三男に分けていた地方もある。新民法を原則として分けるということは、長男からもらつていふという気がなくなり平等の意識をうえつてくる。

田辺繁子氏

現行法さえもなお、旧法から引きつゞく矛盾した問題が残っている。すなわち現行戸籍法には昔の家族制度が残つていて、妻が認めなくても、父親が私生子を戸籍に入れることができ、夫の死後妻は戸籍に知らないうまに入れられてあつた産子の相続問題で悲劇を起す事例もある。まして旧法えもどしとはならない。

立石芳枝氏

「均分相続」の実地調査を行つたが農村においてまだ家の权力的な面が強いのに對して、農村は男女共にあかるく、財産も妻に分けるといふことが当然であると出ている。中小企業の商家では税金関係もあつて未亡人が相続している場合もあり、調査の結果は進歩的な考えが多く、新しい民法が女の中に生きていて大きな役割を果たしていることは心強く思われた。

渡辺道子氏

家説にくる問題でも、家族制度があるために起した事件が多い。遺留分を廃し、遺言絶対にしよつという考

え方、長子相続にもつていこうとする狙いなど、いずれの場合にも婦人は法律に拘束するしつかりした知識をもつて対決すべきだ。

四月二十四日

婦人有权者同盟では参議院会館において久米愛子氏を囲み、この問題について話を聞く会をもち反対運動を起すことをきめた。

五月十日（朝日新聞）

自由党憲法調査会の動き

現行憲法を全面的に再検討する目的で二月に発足した自由党憲法調査会は、すでに六回総会を開き、ひとまず準備会を終え、七日に今後の運動方針を協議した結果、五分科会に分けて割りふりをきめ、親族法関係は五分科会であつかわれることになり、早々に一回分科会を開いて具體的検討をすすめることになった。新党工作が順調に進んだ場合には新党の基本政策の一環として憲法改正問題が表面化することも予想されるので調査会は大體この八月頃までに結論を下さりさせる方針らしい。

（五分科会―国民の権利義務―に於て憲法二四条の向題が取扱われる）

五月十五日（中央婦人新聞）

金塚徳次郎氏（国会図書館長）

新民法は、法律にゆきすぎがあつて、かんめいな戸主権はなくなつたが、家族制度自体はこわれていない。相続問題に大きな変化があるだけで、親が子供を養育し、子が親の扶養義務をもつのは当然で、實際に家族生活はよくまわつていけるように出来てゐる。

五月十九日（毎日新聞）

渡辺道子氏

日本が民主化されるために何故家族制度を廢止せねばならなかつたかを思ひかえす必要がある。民主主義の原理と家族制度は根本的に相容れないので除かれたのだ。

昔にあげがれをもつ一部の力が逆コースの波にのつて極力主義の政治体制を復活する一つの道としてとりあ

げ、そうとはつきり正体を現せないで、現状に合わないから改正すべきと思ひこんだため、子は親を養ふ義務はないとか均分相続は廢家をさすとかいつてゐるのだと思ひこまない。改正後に考える家とは昔のような家族制度ではないといふが、それは不可能なことだ。

五月二十六日（産業経済新聞）

家族制度復活論者の一人岸信介氏はその理由として、

一、現法では家という觀念が全く失われ、祖先をまつり、血統を尊び家の美風を子孫に伝えることができない。

二、結婚が男女の自由な結合であるため子は親を養ふ責任を買わす年寄りは生活に不安を感じてゐる。

三、均分相続が土地を細分化させその結果農村の生活をさらに苦しくさせてゐる。

以上をあげ、憲法を改正し、家族制度を復活せねばならないと云つており、一方、川島氏は婦人問題研究会

（加藤シズエ氏等のやつてゐるもの）の席上この岸氏の考へに対し

一、血統を尊ぶといふことは男子系のみをさしており封建時代の考へ方の名残りである。人間の血に男女の優劣はない。

二、結婚が全く自由だから親は邪魔だ、養老院へ行けといふことは現民法に書いていない。むしろ子の扶養義務は昔より重くなつてゐる。

三、均分相続にはつたとはいへ、農村の土地は實際にはそれほど細分化されてゐない。

なお岸氏の改正案は憲法二四条にむけられてゐるようであるが、もし家族制度を完全に復活するには十三、十四条も改正しなければならぬ。家族制度を再現してどういふ利益があげられるかといへばまず何もない。

婦人公論六月号記載

梶野一氏（都立大助教授）

農地の分割を防ぐ事と民法改正、又農業経営の維持と均分相続とを二重の一の問題と考える事はまちがつてゐる。新しい民法が現状に合うかどうか論ずるためには、まずこのような政策（均分相続制）の實現を前提としなければならぬ。民主主義的立法が守られないような政治や経済にしておきながらその守られないことの原因を何か法律が悪いように思ふのは秀えちがひである。

婦人朝日六月号記載

川島武宣氏

新民法は親族 相続について従来の規定を根本的に改正したという意味で非常に革命的なものであるだけに、つくる当時から反対があり今日にいたるまで反対が強い。しかし全く縁のないものをむりにもつてきたのではなく進むべき道をほつきりさせたものである。民法八七と系には、ほつきり親族間の扶養義務の規定があるし、相続の肉親も、一般に民主主義国では共同相続を規定しているが、強制しているわけではなく、単独相続にしたいだけである。そこが非常に重要なことである。

六月二六日

婦人入収擁護同盟、婦人法律家協会主催で「憲法改正と家族制度復活の傾向」について報告と懇談会を持ち、立石芳枝氏、久米愛子氏、渡辺道子氏、頃本一氏、森田京一氏等出席のもとに婦人団体の代表者約六〇名と熱心に話し合った。

六月二十七日（毎日、読売）

小泉新法相は七月六日法制審議会を開き、民法、商法等の改正について諮問することになった。法務当局の現行民法に関する態度は、新憲法の根本原理である個人の尊厳、両性の平等などの民主主義をすこなく限り、家族制度復活に向うような改正は行わない方針らしい。この際改正諮問についてはテーマも出さず、その範囲も限定せず民法全体にわたって諮問し、へとはいえ、法務当局も重点は親族相続の再検討にしているようである。自由な討議を希望しているのが、憲法改正を前提にしての改正意見も出るものと予想される。

七月六日

才十回法制審議会において小泉法相は、民法、商法等の改正について諮問を行い、その結果同審議会は、民法、商法、執行吏制度の三部会を設け、今後引続き検討を行うことになった。

七月六日

婦人入収擁護同盟と婦人法律家協会は、東京荒ノ門共済会館に国策、日教組、全通等の各分組婦人部長を招き、最近の民法改正の動きについて懇談した。各取組代表からは家族制度が取組に入ってきたこと如何に婦人の

権利を奪っているかの実例が多く出された。

七月十三日（毎日新聞）

岩村通世氏（家事調停委員、元法相）

最近離婚事件が非常に多い。そして別れるとなると慰謝料ということになるが、若い人では資力がなく親が出なくて何とかなる。法律では結婚は当事人同士の場合でよいわけだが、日本の社会の事情では結婚のときも離婚の場合も両家の親同士が乗り出しているのが実態であろう。日本の伝統的な「家族制度」は現実の社会に尾をひいて生きていられ、生活するにもお互に結びついていられると思つた。家族制度の事情にかけへたこの規定は改めた方がよい。どの点ということになれば法制審議会の慎重な検討の結果に待つよりほかあるまい。法律の規定が理想に走りすぎている点はあるのだから、一方には日本の歴史の伝統的な社会生活がいまも生きている現実とにらみ合わせて改正の手を打つべきである。

川島武宣氏

離婚の多くは家族制度のワケの中で親が勝手に結婚をさせたこと、家父長制のもとで妻の幸福が破壊されたこと、戦争によつて、また敗戦後の経済的貧困によつて結婚が事実上破壊されたこと等の結果である。

家族制度、家父長権を復活し、実質的に破壊されている結婚を外的強制で維持しようという試みには多くの人が反対するであろう。

七月十九日（読売新聞）

今回政府が民法改正諮問を行うにいたつた直接の理由は去る昭和二十二年の才一回国会で改正民法審議に際し「速やかに改正を検討する必要がある」旨の付帯決議があつたためであるが、過去七ヶ年の経験に照らし、現行でも統一の解釈の困難、実務処理上の疑義が生じているといわれ、これらの資料も一応出そろつたので検討の段階に到来したと法務当局はいつてゐる。

さきの改正当時「家の廃止」「共同相続制」は行過ぎであり、我が国情に合わないとの議論が盛かつたので徹底化が鈍り、国民の伝統的感情を考慮に入れて改正した点も少なくなく従つて中間的妥協的となり「氏」「戸籍」「扶養」などの規定の中に家の觀念が温存され、統一の解釈の困難、実務処理上の疑義、紛争の原

因ともなつていと主張する者もある。いずれにしても今回の改正検討をきつかけに再び「家の問題が活発に論議されることになり、それを通じて国民思想の変動も看取できるの」を各方面の強い関心をひいている。

法制審議会は法務省會議室で才一回民法部会を開き、部会長に我妻栄氏を互選、小委員を選任し、今後の審議方法や向題点について協議、小委員会は親族、相続の改正に重点をおき九月から本格的な検討を開始することになった。

法制審議会民法部会構成員

委員（順序不同）十九名

東京大学教授 我妻 栄（部会長）	弁護士 山根 篤
川島 武宜	法務省民事局長 村上 朔一
石井 茂助	弁護士 長野 栗
兼子 一	東京大学 助教 加藤 一郎
江川 英文	東京大学 助教 加藤 孝一
東北大学教授 中川 善之助	明治大学 助教 立石 芳枝
京都大学 教授 於保 不二雄	最高裁判所 事務総長 寺田 治郎
九州大学 教授 舟橋 諄一	民法局長 才一課長 河野 力
大阪市立大学教授 谷口 知平	法務省民事局 参事官 平賀 健太
早稲田大学 教授 外岡 茂十郎	才一課長 新谷 正夫
本広研究所 員 武能 通孝	才二課長 阿川 清道
最高裁判所 事務総長 関根 小郷	局付検事 川島 一郎
家庭局長 宇田川 潤四郎	局付検事 石井 教二郎
司法研修所 教官 小沢 文雄	訟務局長 青木 義人
弁護士 加藤 行吉	法務大臣官房 調査課長 位野 木益雄
	課付検事 眞家 克己

七月二十六日

婦人人権擁護同盟、婦人法律家協会は両者共同で「家族制度復活を阻止する懇談会」を婦人団体、労組青婦部関係者等四〇名と共に虎ノ門共済会館で開催、田辺繁子氏より今までの経過について、又多団体からは、この問題を如何に取扱ってきたかの報告があつて後、今後この反対運動を散発的でなく組織的に大きくもつてゆくにはどうしたらよいかについて熱心な討論がなされた。

七月二十六日（産経新聞）

東京家裁が昨年中に扱った相続放棄件数は一八九二件あり女の方からの申出が約二倍、理由曰長男長女につがせたいが一番多く、生活が安定する、遺産が少いがこれにつき、母に相続させたい、養地の細分化を防ぐというの也比较的多い（農村では相当多い）。相続放棄がこのように多い原因は新民法の理想と現実とのギャップにあるようで貧困な日本では分割すれば元も子もなくなってしまうというのが実状、従つて家裁に持ちこまれる相続放棄も殆ど誰がみても当然放棄すべきケースだといふ（この傾向は特に農村の場合強い）。放棄がこんなに多いのならいつて昔の長子相続にしたらという動きもあるが、家裁当局では「財産相続を昔に戻せば結局元々の家族制度を復活させることになる、個人の尊厳と両性の平等を根本精神とする新民法を逆戻りさせてはならず、相続の場合など実情にあわないととき、相続放棄の手段を利用して処理すべきだ」という意見が強いようだ。

七月二十八日（毎日新聞）

R・P・ドーア氏（ロンドン大学講師、社会学専攻）

家族制度復活論者の主張の一つは、戦争末期から直後に家族制度が果たした救済的役割を指摘しているところであるが、私が三年前に調査した東京のある町内に、戦争当時疎開した家が、四十四軒あつた中、田舎の木家に疎開した者十六、妻の喪家二十八であつた、またもし、今後大争等で家がなくつたとしたらそれは誰にたよるかという質問に対し、一七〇世帯中本家と答えたのは三〇%妻の喪家と答えたのは二六%を占めていた。新憲法が成立した今日ばかりでなく戦争当時においても災難にあつた人々が救いを求める場合に必ずしも家族制度の規定する父系をたよつたものでなく、家族制度が瓦解している母系関係こそかその救済を發揮した

のである。

親類どうしが互に助け合うということば私も美風と稱して差支えないと思う。しかし社会保障制度改善の義務を回達して、家族制度さえ便好すれば万事うまくおさまる——つまり法律の敷衍付さえあれば親類どうしは助け合うことになる——と政治家が信じているとすれば、少々日本人を愚民にしているのではないかと思う。

八月三日（朝日新聞）論議投稿

高窪善八郎氏（第一東京弁護士会々員）

主権在民の憲法のもとでは、一般に法の本懐は、人民の總意の表現であると断定しなければならぬ。法の人民の總意であると解すべき以上、それは時々刻々に変動することがあると解することから来る。国際情勢の変動、国内事情の変動によつて、人民の總意に変動が起るべきことは想像するに難くない。こゝにおいてか、勢い法の自由解釈を認めざるを得ないことになる。

日本は従来民法主義であり文理解釈を尊重し来つた弊があつて、未だにそれがぬけ切れず、今日においても、とかく文理解釈を重視しておるのほまたことに困つたものである。

いやしくも法を人民の總意と解する以上、たとえ刑事罰に属する規定といえども、いやしくも裁判官において、国民の多数が処罰の必要なしとすることを認むる以上、またかく解することから、社会の利益であり、社会通念と社会正義に合致し、人民の生活に融合すると解する以上、これを罪として少しも差支えないのである。たとえ民法は財産権およびその取引を支配し、身分関係を支配する法律であるが、その書かれたる民法の基礎には、これらの支配を完成せんとする人民の總意が在る。故にたとえ、ある係争関係が規定を欠く事項であつても、前記の目標に照して判断し、裁判しなければならぬ。故にたとえ、ある係争関係が規定を欠くことと解してくると改正を要すべきものは非常に少くある。たとえは憲法についても

一、国民の権利義務のうち、家族制度相続制度については民法改正で検討しなければならぬ。他は解釈で行く。

以上のように自由解釈を認めれば、改正を要しない、先進国においては容易に法律の改正を行わぬ、日本のように朝令暮改の國はない。

八月四日（朝日新聞）

鍛冶良堅氏（弁護士）

憲法を無視し、国民の批判をよそに日本ではいま再軍備がむりにおし進められております。明治時代に自由民権運動をおさるため古い家族制度的道徳教育が行われたのところが、いままの時代に行はれようとしているのです。親とみかた力者などの要求が、どんな無理なものであつても批判がましい口をきくことはよくないとする家族制度的道徳はむりな再軍備を進めたいと考へる人達にとつて、なんと都合のよい道徳でしょう。それにもまして一家のうちには食えないものが出来ればそれは家族の責任だとする道徳は国民の生活が再軍備によつて苦しくなることをかくすのになんと都合のよい道徳でしょう。家族制度を復活させたいと願う人達も国民の強い反感をおそれ個人の尊厳を否定する戸主権や男尊女卑の制度をそのまゝとり入れようとはしないでしょう。現実にはたゞ日本人の一部に残つてゐる根強い封建的な考へ方を利用して、家族生活は尊重されなければならぬというふうな形の規定を設け、個人よりも「家」の方が大事であることを法律上承認するでしょう。そして妻や子供のもつてゐる平等な相続権を制限し、長男が「家」を相続することとし、これを急進し、結局事実上家族制度を復活させようとしてゐるのです。いやしいつたい個人よりも尊い「家」を認め、平等な相続権を妻や二三男や娘からうけつたこと、個人の尊厳、男女の平等という民主主義の基本原理に違反しないといえるでしょう。そしてその一角かくすれたとき、国民の願ひとは反対に逆コースの权威主義的な国の体制がそのうゑに着々と築きあげられていくことになるでしょう。

八月九日（毎日新聞）

新民法はまた理解されてゐない面と社会生活に融合しない面とがまつわつており、これらが改正をうながす理由となつてゐる。

法蘭西議會としてはこれらの点を検討するが、新民法の基本である民主化の線をつくさない方針は動かぬので婦人進歩層が一番恐れてゐる封建的な家族制度の復活の傾向は改正には取り上げず、氏のとなへ方、養子制度にあらわれる不適合点など、実状と合はぬ点、早急に民法を制定したため注目を集めた不備を改

める改正を具体化するはずである。しかし「家」の構成を多少とも強化しようとする意見は根強く、法制審議会としてもこれを無視できず、細目の改正に入る前に「家」をめぐり根本思想の憲法との関連をまず論議され、改正案をうるのひかり先の見込である。

八月九日（読売新聞）

東京家庭裁判所に持ちこまれた昨年度の扶養をめぐる争いの申立件数一二五件のうち、調査官の中山氏が調査したの五七件で、そのうち親が成年の子に対して扶養を請求する場合の成年の兄弟姉妹、そのほかの親類の場合のみ、三七件について調べたところ、二一件までが経済的な貧困が原因で、新憲法では親を養わなくてもいいという誤解をめぐり扶養の訴は一件という結果であった。これにもとづき氏は次のように云っている。

八月十七日（朝日新聞夕刊）ひととき投稿に答えて

戒厳通孝氏

一、扶養と相続はちかいます。親に一文の財産がなくともまた財産がなければこそ、子は親を養わねばならぬのです。扶養は本来無償です。したかつて「自分は親を養った。だから親の財産全部を相続する」とはいけません。扶養は扶養、相続は相続として別の立場で考えるのが当然です。

二、投稿者は一人で苦勞したといっています。しかし民法によれば一人を苦勞する必要はなかつたのです。夫の兄弟がもし安定した生活をしていればその能力に応じて仕送りをするべきものでした。協議が成立しなければ家族が決定します。しかし通例の場合兄弟中で一番社会的地位が高く収入も多い長兄が弟妹より多く負担することは止むを得ないと思います。

三、投稿者の義父義母がもし自分の面倒をみてくれた長男夫婦にむくいたい気持ちをもっていたら遺言で許されるべき長男なりその妻なりに財産を遺贈すればよかったのです。

四、もし投稿者のいうように夫の弟妹が独立資金をもらい、職入仕度をしてもらってあれば、その分はもちろんだん相続分から控除されます。

五、親が老年になつたとき「つぎつぎに子どもとところに居を移せ」とは民法のどこにも書いてなく、またその心配はありません。

民法はまず子供達が相続し、誰が実際に面倒をみるか、ほかの子がいくら仕送りするか仕送りをとどくおそれたらどうするかなどを決めることを期待しています。しかし場合が成立せず又都合いかにできないときは家族がどうした家庭事情にもっとも適合するように決定します。家族はまさか三人の子どものところを毎日十日ずつ渡り歩けとはいいますまい。本当に心配しなければならぬのは親も子も貧困で自分自身を養えない世の中ではないでしょうか。

六、眞子氏

親戚ではない、自分の子に親孝行してもらいたいのだ。ところが若い日にくらしが子に保証されているのではない。親はいつすてられ、いつはうり出されないと限らない。この不安にわたり舟として登場したのが家族制度復活の聲です。だが新しい民法では若い親はどの子にたよつてもよいのです。どの子にたよつてもいいだけにどの子も責任をもつて親を大切にしてくれないという言葉をききますが、そんなでもないこと。万一誰か責任をもたなかったら、その目付役には家庭裁判所があります。親を養う子に誰か味方しましょう。

親を養ふと法律が子に命じていることは家族制度の時代とすこしも変つていません。もし死つたところを無理にいへば、孝行しろ、と親を命じたのに対し、孝行したい」と子かいつのか今の孝行のあり方でしょう。

八月二三日（産業経済新聞）

名古屋弁護士会館で開かれる日本法律家協会名古屋支部総会に出席のため名古屋に向つた田中義高議員は名古屋駅長室で「民法の改正を唱える人たちは現在の親子や家族間の道義のたいがいが新民法のせいであるようにいうが、これは誤解だ。新民法になつてから従来の弊害がなくなつた方がずっと多い。私としては民法を戸主中心に改正するのは反民主主義的な逆コースで不賛成だ」と語つた。

八月二十五日（産業経済新聞）

海野晋吉氏（自由人権協合理事長）

戸主及び家族に関する規定の全廃により、戸主の死亡によつて数十年間苦勞を共にし財産を蓄積した妻が無一物となつてしまふような不合理がなくなり、また結婚について戸主の同意が得られなかつたため婚姻問題まで惹起するような不愉快な事も解消した。

親子関係については家の廃止に影響をうけたことは極めて稀である。むしろ戸主権と親権との融合を遂げることができ親権一本となつたので、親子の間は単純化されたに過ぎない。

妻の能力の回復と家庭における地位の均等を得た点は尙舊問題に相当の影響を与えたと考へるが、過渡期をすぎればむしろ夫権の抑圧を除いた家庭こそ眞に円満であることが実証されることは疑いない。

新民法によつて従来の浮風美俗を害したとの非難の点については、われわれは何か浮風美俗であるかを冷静に考へてみなければならぬ。眞理解な従順は盲従であり、無反省な眞淑は好嫁である。相互に人格をみとめ、その尊厳を維持しつつ相愛することこそ眞の平穩である。

八月二十六日（読売新聞）

「参議会合同研究会」ではこの会に出席した八十八名に対して行つた民法改正についてのアンケートの結果をみると、家の制度を復活するよう新民法改正については反対七二、賛成八という答、この結果について、同研究会運営委員長石義忠氏は、「調停にたずさわつてゐる人は専断的にいつてほとんど旧民法がしみこんでゐる人達といえるが、このアンケートにみられるようにほとんどの人が新民法を十分に理解し、支持している。今後新民法の精神を守つて調停に専心してゆく」と語つてゐる。

註 参議会とは家庭裁判所の参事員、調停委員の会

九月十日（朝日新聞）

平賀健太氏（法務省民事局参事官）

民法を改正して低下した国民の道義感を吾にもとすとか、逆に新民法のあるうちに残つてゐる家族制度の残滓を一掃して国民生活の実体を新民法や新民法の理念に沿つて改造するなどというような考へ方はどちらも

民法というものの力にあまり多くを期待しすぎているのではあるまいか。民法の改正は畢竟な理念からではなくもつと手近な現実的ところから出発すべきものではないかと私は考へる。

国民は新民法をまだよく知らないというところが云われるが新民法は、はたして国民をよく知つてゐたかといふことも同様にされてよいのではあるまいか。

生活の現実と則するというその考へ方は国民の生活感情のなかに根づよく残る前近代的东西を反映しようとする逆コースに外ならないという批評が出てくるかもしれない。だが生活の現実を公式的な理論や抽象的な理念などで簡単に評価してしまふことが、ますますつて同様にされなくてはならないと私は考へる。

九月十七日

東京神田の教育会館で日教組婦人部の主催により婦人同題懇談会が開かれ、婦人団体 P.T.A. の代表および婦人教員など約六十名が集まつて、民法改正について久米愛子氏の話をきき討論が行われた。

九月二十日

婦人同題懇談会主催により、虎ノ門共済会館で「家族制度復活反対協議会準備会」が開かれ、国鉄労働組合、全国労働婦人団体、総同盟など九団体の代表二十名が集り、今後の運動の方法などを協議した。

十月三日（東京新聞）

自由党憲法調査会ではようやくその意見がまとまつたので分科会毎に主査及び幹事が中心となり幹事案を作成することになりいよいよ起草に着手、近々に仕上げることになつた。

年末ごろからは憲法改正の啓発運動にとりかゝる方針である。これがため、パンフレット作成、各地で講演会を開催するなど国民投票に万全を期することになつた。

十月四日、十一日、十八日、二十七日

婦人同題懇談会では港区役所において、婦人団体、分組代表と共に、家族制度復活反対連絡協議会結成大会についての打合せ会を開いた。

十月十一日

新憲法準備会では衆議院第一議員会館で大会委員会を開き二十日に松大会を開く事を決定すると共に政策大

綱の立案を完了した。政策大綱——憲法改正と占領下の諸制度の再検討——現行憲法は占領政策の一環として制定せられたものであり、わが国の国情と現下の内外情勢に適合せざるものなるをもつて独立の回復に伴い国民自らの意思により全面的に更改するとともにその他占領諸法規、諸制度も同様趣旨で自主的改革を執行する。

十月十二日（朝日新聞）

開議中の小原法相は大阪市の宿舎で「民法法のような基本的法典の改正は別に成果を急ぐことはなく十分に練った上国情にも適し、また理論的にも世界に誇り得るものを立案したい。民法改正に例照して家族制度の復活反対論が起っているが自分としては家族制度の復活を企図して民法の改正を諮問したわけではない。個人の人格尊重と法の下における平等という二つの原則は民主主義の基本的な原理だから、これに逆行する方向の改正を行われることは考へられない」と語った。

十月十八日

自由党憲法調査会では、院内でヤ一からヤ五分科会の連合審査会を開き、検討の結果憲法改正の理由を確認した。う之各項ごとに改正案要項を決定した。ヤ四分科会試案——旧来の封建的家族制度の復活は否定するが、夫婦親子を中心とする血族的共同体を保護尊重し親の子に対する扶養及び教育の義務、子の親に対する孝養の義務を規定すること、農地の相続につき家産制度を取り入れる。

十月二十九日（中央婦人新聞）

自由党婦人部では、さきに発表された自由党の家族生活に関する憲法改正案をめぐって各方面に批判の声が高いがこの問題について田畑敏彦（法律学者）佐藤三（自由党衆議院議員、法博）両氏を衆議院会館会議室に招いて懇談会を開いた。両氏の意見は次のようなものである。

新憲法は独裁国となつた憲法に非ずによく建てられており、才二大戦のこの国の憲法に比較してみても最も古い憲法である。現在の憲法がこのままもろつつけられていれは必ず大きな欠陥が生れ、それは左右何れかの独裁政治となるのではなからうか。この根本理由によつて憲法改正が強く叫ばれてきたのである。二四条に關しては、男女の平等と個人の尊厳だけでは不足である。これを各国の憲法と比較してみると、各国とも

家族の生活に關しては多くの規定をしている。

こんどの改正案は封建的な家族制度には反対しており、改正の主要点は血族共同体としての家族の永続を保護尊重するために親子を扶養し、子が親に孝養する義務があるとしたのであるが、これが問題にされている。しかし、このような親子の義務の規定は他の国にもある。

外国憲法に対する知識が浅く、反対のための反対や容共派の意見に不和雷同も多いと思われる。あくまでも冷静な判断が求められるのである。

改正案は女性の立場を充分に考へた上での案であり、この中に児童、年少者、遺族、未亡人などの保護規定も加えたいと思つている。先だつて発表された改正案はごく平凡でごく消極的なものである。

十月十三日

婦人人権擁護同盟のよびかけで各婦人団体や労組等民同団体が主となつて動いていた家族制度復活反対連絡協議会準備会では、東京都永田町小学校講堂において、地婦連等を始め多くの婦人参加のもと「家族制度復活反対総躍起大会」を行った。

注 本協議会の参加団体は左記の二十二団体である（順不同）

婦人人権擁護同盟	日本婦人団体連合会	日本婦人権者同盟	日本婦人法律家協会
大学婦人協会	廿三区婦人議員団	全国地域婦人団体連絡協議会	家庭生活研究会
主婦連合会	日本婦人平和協会	全国未亡人団体協議会	全労婦人部
婦人問題研究会	婦人民主クラブ	中立労組婦人部	東京都連合母の会
愛宕少年輔導母の会	YWCAくらしの会	港区婦人会	民主社会主義青年連合
			遺稿協議会

日本国憲法

第一三條

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。

第一四條

すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

榮譽、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第一四條

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

民法

第八七七條

直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間において、も扶養の義務を負わせることができる。

前項の規定による審判があつた後事情に變更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

一九五四年十一月 日印刷

一九五四年十一月 日発行

編集兼 東京都千代田区大手町一の七

発行人 労働省婦人少年局

印刷人 東京都北区中十條三の五

印刷所 木川 喜一

東京都北区中十條三の五

飛鳥孔版社

電話 王子(四)五九九五番